

冷却塔

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした冷却塔は、標準仕様書に規定する冷却塔の当該事項による。

(2) 評価の範囲

- (イ) 冷却塔の形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) 冷却塔の騒音値については、低騒音形、超低騒音形を評価の対象とした。なお、低騒音形、超低騒音形の騒音値は、強制通風式クーリングタワー性能試験方法 JIS B 8609 による。
- (ハ) 冷却塔の使用材料は、一般階仕様、及び高層階仕様を評価の対象とした。なお、高層階仕様は建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 及び同施行令に基づく告示による。
- (ニ) 耐震仕様の設計震度は、次表のとおりである。
なお、下記の設計用水平震度及び設計用垂直震度は、設計図書の特記事項による。

設計用水平震度	設計用垂直震度
1.0	0.5
1.5	0.75
2.0	1.0

- (ホ) 冷却塔用薬液注入装置は、評価の対象としている。

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。